

子育て応援サイト「いちかわっこWEB」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している 子育て応援サイト「いちかわっこWEB」（以下「サイト」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の内容)

第2条 サイトに掲載することができる広告は、市の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、閲覧者に不利益を与えないものとする。また、次の各号のいずれにも該当しないものとする。これはバナー広告の画像だけでなく、リンク先のWebサイトの内容についても同様とする。

- (1) 公共の福祉に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の信用を失墜させるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) その他、サイトに掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 1位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
 - 2位 市内に主たる事務所または従たる事務所を有する法人もしくは団体、個人事業者
 - 3位 市外に主たる事務所または従たる事務所を有する法人もしくは団体、個人事業者
 - 4位 その他市長が適当と認めるもの
- (2) (1) で同順位の場合は、申込み先着順
 - (3) (2) で同順位の場合は、1回の掲載申込期間の長さ

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、市が指定した場所とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) サイズ：縦50ピクセル×横180ピクセル
- (2) 画像形式：G I F、J P E G

- (3) データ容量：4MB以下
- (4) その他：
 - ・文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとする
 - ・文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする
 - ・Webアクセシビリティに準拠した静止画とする

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円（消費税込み）とする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの間において最大12月とする。

- 2 当月広告の掲載及び前月広告の掲載終了作業は、原則として毎月1日に行うものとする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降の最初の平日（当該平日が、市川市の休日定める条例第1条第3項に該当する場合は、その日以降の最初の平日）をその日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(広告掲載の募集、申込み及び決定)

第8条 広告掲載の募集は、サイト又は広報いちかわ等により行う。

- 2 サイトに広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする月の前月の5日（以下「申込締切日」という。）までに、いちかわっこWEB広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申込締切日が第7条第2項各号に掲げる日である場合は、申込締切日以降の最初の平日とする。

(広告掲載の決定、掲載料の納付)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する優先順位に従って、サイトへの広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、いちかわっこWEB広告掲載決定通知書（様式第2号）または、いちかわっこWEB広告掲載否認決定通知書（様式第3号）により、広告を掲載しようとする月の前月の20日までに、申込者へ通知するものとする。ただし、その日が第7条第2項各号に掲げる日である場合は、その日以降の最初の平日とする。

- 3 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載期間の広告掲載料の全額を、いちかわっこWEB広告掲載決定通知書（様式第2号）により指定された期日までに納付しなければならない。

- 4 広告主が、いちかわっこWEB広告掲載決定通知書（様式第2号）により指定された期

日までに広告掲載料を納付しないときは、市長は当該決定を取り消すものとし、いちかわっこWEB広告掲載決定取消通知書（様式第4号）により、広告主へ通知するものとする。ただし、特別な事情がある場合で、市長が認めるときはこの限りではない。

（広告掲載の取下げ、広告掲載料の返還）

第10条 広告主は、サイトへの広告掲載を取り下げるときは、いちかわっこWEB広告掲載取下げ申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、市の責めに帰する理由によりサイトが連続5日以上閉鎖されたとき、又は市が広告の規格等を変更したことを理由に広告掲載を取り下げた場合は、1月を30日として閉鎖された日数分を日割り計算し、広告掲載料を返還する。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告原稿は、第5条に規定する規格により広告主が作成し、いちかわっこWEB広告掲載決定通知書（様式第2号）により市が指定する期日までに、電子データで提出しなければならない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する権利のすべてについて処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告内容等の変更）

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先Webサイトの内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告の削除）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載の決定を取り消した上で、広告を削除するものとし、いちかわっこWEB広告削除通知書（様式第6号）により、広告主に通知するものとする。

（1）前条の規定により、広告内容の変更を求められたにもかかわらず、その変更を広告主が行わないとき

(2) バナー広告の内容又はリンク先Webサイトの内容等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要領に違反するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(3) 広告主は法令及びこの要領に違反する行為を行ったとき

(4) その他市長がサイトに掲載することが不相当と認めたとき

2 前項の規定により広告を削除した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(いちかわっこWEB広告掲載運営委員会)

第15条 市長は、サイトへの広告掲載を適正に運営するため、庁内にいちかわっこWEB広告掲載運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) こども施策課

(2) 広報広聴課長

(3) 商工業振興課

3 委員会の会議は、広告の内容その他サイトへの広告掲載の適正な運営に関して疑義が生じた場合など、こども施策課長が必要と認めた場合に召集する。

4 委員会の事務は、こども施策課において処理する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月4日から施行する。

(準備行為)

2 この要領に基づく広告の申込み、審査及び決定に必要な手続その他の準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月11日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月26日から施行する。